

「観光商品造成実務アドバイザー」業務委託に伴うプロポーザルQ A

(一社) 和歌山市観光協会

Q 1	受託者側から3つの商品を提案して、観光協会から5つの商品の提案があり、最終8つの商品が出てくるが、商品化のためのタリフの作成は受託者側で行うのか？
A 1	タリフの作成は受託者側でお願いしたい。
Q 2	今後、観光協会の職員が自身で新しく商品を追加していくためにどうしたら良いかというマニュアルを受託者で提案するという理解でよいか？
A 2	その理解で良い。
Q 3	8つの商品については観光協会の事務局員の方と受託者が一緒に関わるという理解で良いか？事務局員にはどんな方がいらっしゃるのか？
A 3	その理解で良い。事務局員は観光商品部会等、各部会に携わっている職員がいるので全く分からないという事務局員はいない。ただし、観光素材、旅行商品についての造成に携わったことはないの、そういう前提は持っておいて頂きたい。
Q 4	収益が目的という理解で良いか？
A 4	その理解で良い。旅行業をされていれば分かると思うが、タリフがあつて必ず旅行代理店の売り上げのパーセンテージがどれだけいるか、協会の管理費がどれだけいるか等、事業としてある一定の収益が残せるような見積りを作成する際に、行政から出向している事務局職員や元からの協会職員はその辺りが長けていないので、できれば一緒に勉強もさせて頂きながら物にしていきたいと考えている。
Q 5	今日の説明会后、さらに社内でやり取りしたうえで質問が出た場合、お答え頂くことは可能か？
A 5	後日、電話でもメールでも問合せは可能である。
Q 6	質問と回答の内容については共有されるのか？
A 6	1社だけ聞いて1社が有利になるという状況はまずいので、開示を予定している。
Q 7	企画書のA 4判・15ページ以内は縦・横の指定はあるか？
A 7	指定はない。